

「今後の県立高等学校の在り方に係る実施計画」素案に係る
パブリックコメント（県民意見募集）の結果について

令和8年4月

1 募集期間

令和8年2月17日（火）～令和8年3月18日（水）

2 意見提出者数等

575人・917件

3 県民意見募集における意見の概要及び対応

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
計画の趣旨等		
1	広島県全体の将来ビジョンを見据え、人口減少や人口流出対策をはじめとする県全体の施策との整合性を図ることが重要であり、これらを念頭に置いた上で、魅力的な教育行政を実施してほしい。	<p>本計画は、本県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」及び「広島県 教育に関する大綱」を踏まえ策定した「県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」（以下「基本計画」という。）に掲げる「県立高等学校教育の目指す姿」を実現するため策定するものです。</p> <p>今後、県内の児童生徒数が減少する中においても、多様な人材を育成するため、学校統合と学科改編を組み合わせることなどにより、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨しながら多様な体験・学びができる教育環境を整備することで、県立高等学校の特色化・魅力化を図ってまいります。</p> <p>本計画の実施に当たっては、様々なニーズに応える教育環境を整備するために、教育委員会だけでなく、関係部局、地域、産業界とも連携しながら取り組んでまいります。</p>
2	教育予算を拡充し、教職員定数及び教職員の待遇の改善を図るとともに、日常の教育活動を直接支えている施策に予算を投じるべきである。	<p>本計画は、少子化が進展する中であっても、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨しながら多様な体験・学びができる教育環境の整備に向け、県立高等学校の再編整備を検討しているものです。</p>
3	統合ではなく、まずは教職員の負担軽減と教育環境の整備等を進め、学校の特色づくりを強化すべきである。	<p>また、教職員の負担軽減については、本県では、「学校における働き方改革取組方針」を策定し、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進しています。</p> <p>引き続き、教職員の勤務環境の改善や教育施策の充実に努め、教育の質の向上に資する施策を推進してまいります。</p>
4	スケジュールありきで進めるのではなく、生徒・保護者、学校関係者、OB、地域住民などに対する調査や積極的な説明会の実施などを通して、各方面との意見交換を図り、納得を得た上で進めるべきである。	<p>本計画の策定に当たっては、校長を通じて学校関係者に説明を行うとともに、要望に応じて説明会を実施し、御意見を伺ってきたところです。</p> <p>なお、国によるいわゆる高校無償化や「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」（以下「国のグランドデザイン」という。）を踏まえて検討を進めてきたことから、基本計画策定から2年が経過しており、急速な社会の変化を見据え、県立高等学校の教育環境の整備を、いただいた御意見等を踏まえ、できるだけ早期に推進したいと考えています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
基本的な考え方等		
5	再編整備の必要性が分かるデータを示すべきである。	参考資料として「生徒数に対するこれまでの学校数の推移」、「出生数の推移」、「2040年の就業構造推計における本県の状況」を追加します。
6	私立高等学校に引けを取らないような魅力的な学校づくりをすべきであり、施設環境、人的環境を整えるとともに、学校運営を戦略的に考えてはどうか。	本計画では、県立高等学校の役割を果たすため、地域のニーズや生徒・保護者の希望等に応えることができる、新たな学校・学科を設置するなど、県立高等学校の特色化・魅力化を進めていくこととしています。 今後、生徒数の減少に伴って教職員定数も減少することから、再編整備を行う学校については、本県の地域社会や産業の未来を支える人材を育成する拠点として、教育予算を確保するとともに、教職員配置を充実させるなど、教育資源を優先的に投入したいと考えています。
7	再編整備によって、むしろ公立離れや県外流出が加速するのではないか。	併せて、全ての県立高等学校において、多くの生徒に進学を希望してもらえよう、引き続き、学校の特色化・魅力化に努めてまいります。
8	都市部と中山間地域の定義や再編整備の基準等が不明確かつ不公平である。	基本計画では、学校の規模を、1学年6学級を念頭に置きつつ、地域ごとの異なる状況も踏まえて、中山間地域以外（都市部）の学校については、1学年4～8学級の範囲を基本とするという考え方を示しています。 今後の生徒数の減少を踏まえると、学校の規模を一定程度維持するためには、学校統合などの再編整備が避けられない状況にある中で、県立高等学校には、高等学校教育の機会均等の確保という大きな役割があります。 そのため、本計画では、令和15年度末の時点で、本県の中山間地域振興条例で規定されている中山間地域※の学校とは別に、中山間地域以外（都市部）に所在する学校のうち、令和15年度時点で基本とする学級数を下回ることが見込まれる学校について、近隣校との統合など、統廃合を進めることとしています。
9	実態は都市部ではなく、中山間地域と思われる学校も一部あるため、そのような学校は、「新入生20人未満か全校生徒60人未満」の基準までは統合すべきではない。	【※中山間地域振興条例で指定されている中山間地域とは】 以下の①～④のいずれかにより指定等をされた地域 ① 離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域 ② 山村振興法の規定により振興山村として指定された地域 ③ 半島振興法の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域 ④ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/654585.pdf
10	志願倍率が高く、定員割れも生じていない人気校は統合すべきではない。	統廃合の手法の検討に当たっては、地域全体の教育水準の向上を図るために、各学校がこれまで行ってきた特色ある教育活動を引き継ぎ、それぞれの学校の特色等を取り入れた新たな学校を設置することとしています。
11	学校ごとの文化や学科の違い、生徒の状況等を踏まえると、異なるペアの統合案とすべきである。	
12	統合だけではなく、廃校なども想定されるべきである。	

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
13	現在の学校の規模で維持できない場合には、分校やキャンパス校などで存続させる選択肢もあるのではないかと。	統合校において、公共交通機関の利便性や学校の立地などの地理的条件により、本校と連携した教育活動が円滑に実施でき、なおかつ地元自治体の協力を得て地域のニーズに応えることが期待できる場合は、キャンパス校も含めて学びの在り方について検討してまいります。
14	再編整備の対象校に投資を集中するのではなく、予算の使途については、様々な状況を踏まえて、慎重な検討が必要である。	再編整備を行う学校については、本県の地域社会や産業の未来を支える人材を育成する拠点として、生徒に多様な選択肢を提供できる環境を整備する必要があります。 加えて、国のグランドデザインに基づき、統合を機に高校学校教育改革を推進するためにも、教育資源を集中的に投資する必要があると考えています。
15	県全体の設置バランスを踏まえ、多様な設置者との役割分担と十分な協議調整を行いながら、公立としての役割は何かという観点から、学校の在り方を検討していくべきである。	本計画の策定に当たっては、県教育委員会と広島市教育委員会、私立学校の関係者で構成する「広島県公私立高等学校連絡協議会」での情報交換に加え、私学関係者や広島市教育委員会との協議の場を個別に設定し、検討を進めてきたところです。 引き続き、県立、私立、市立及び国立高等学校が、互いに切磋琢磨することで、県全体の教育水準の維持・向上を図るとともに、生徒や社会の多様なニーズに応じていくために、協力しあいながら役割分担を図ってまいります。
16	統合ではなく、少人数学級を推進し、教育の質的向上を図るべきである。	本県の県立高等学校の学級編制については、国の法令「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に準拠し、1学級40人と定めています。 学級編制の改善については、全国都道府県教育長協議会等を通じて、引き続き国に要望してまいります。
17	多様な科目の設置が難しい場合などは、統合ではなく、オンラインの活用や学校間連携の強化、教職員の複数校兼務など、全国での取組を参考に様々な対応をとることができるのではないかと。	令和3年度から、中山間地域等に位置する県立高等学校に遠隔教育システムを導入し、遠隔授業を実施しているところですが、専門の教員による授業を受けることができるなどの成果がある一方で、個々の生徒のリアルタイムでの状況把握や学習支援に限界があることや、配信校と受信校との間で事前準備や時間割などに多くの調整が必要となるなどの課題があることから、対面授業とICTを活用した遠隔授業のそれぞれの良さを効果的に組み合わせることが重要と考えております。 引き続き、地理的条件やICTの効果的な活用を踏まえながら、全国での先行的な取組を研究するなど、必要な教育環境の整備に努めてまいります。
18	一部の自治体からの要望を踏まえた案の見直し理由と基準については、納得できる説明を求めるとともに、該当市町の生徒数確保に向けた取組の成果に関する明確な期限と指標を設けるべきである。	統廃合の検討対象とした学校のうち、令和7年度時点で入学定員が基本とする学級数を満たしている学校については、その学校が所在する市町が生徒数の確保に向けた取組（中学校における進路指導の充実、地域や地元企業等と連携した教育活動の充実等）を実施する場合は、その成果を検証した上で改めて検討することとしています。

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
19	<p>少子化と財政制約の中、将来世代に質の高い教育を維持するためには再編整備が不可欠であり、教育資源を集中して持続可能な教育環境を整えるべきである。</p>	<p>本計画では、基本計画に掲げる「県立高等学校教育の目指す姿」を実現するため、再編整備を行う学校を本県の地域社会や産業の未来を支える人材を育成する拠点として、教育資源を優先的に投入し、その取組の成果を全県的に普及することで、県全体の教育水準の維持・向上を図ってまいります。</p>
20	<p>効率化や生徒数のみによる再編整備をするべきではない。</p>	<p>本計画は、社会状況の大きな変化と高等学校教育改革の必要性、県立高等学校を取り巻く現状、県立高等学校が果たすべき役割を踏まえ、少子化が進展する中であっても、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨しながら多様な体験・学びができる教育環境を整備しようとするものです。</p>
21	<p>統合される学校における令和15年度の入学見込者数の計を下回る入学定員が設定されている統合校もあるため、生徒数に応じた進学先の確保が必要である。</p>	<p>統合校の入学定員の検討に当たっては、生徒が域内の県立高等学校へ進学できるよう、地域の中学校卒業見込み者数、近年の新入学生徒数や全校生徒数の状況、近隣の高等学校の配置状況、学校が所在する地域の地理的要素などを考慮し、近隣の県立高等学校の入学定員も含め、設定しています。</p>
22	<p>偏差値や学力層、教育方針が異なる学校同士は、統合により及ぼされる影響を踏まえると、統合すべきではない。</p>	<p>本計画では、地域全体の教育水準の向上を図るために、各学校がこれまで行ってきた特色ある教育活動を引き継ぎ、それぞれの学校の特色等を取り入れた新たな学校を設置することとしています。</p> <p>統合校では、生徒の多様な進路選択へ対応するため、大学や地域産業界等と連携するとともに、発展的な学びを求めている生徒や学びの基礎を身に付けたい生徒など、多様な生徒のニーズに対応する体制・環境を整備することとしています。</p>
23	<p>統合によって通学距離や費用の負担が増え、生徒や家庭に大きな影響を及ぼす懸念があるため、通学の利便性や負担軽減、就学機会の確保等に十分配慮した上で、検討すべきである。</p>	<p>統合する学校の組み合わせについては、学校の立地や交通機関の状況、出身中学校等の生徒の通学状況などを踏まえ、統合により通学の負担が著しく増大することのないよう、検討しています。</p>
24	<p>再編整備に際しては、公立高校の施設・設備の充実や教職員の配置強化を図るとともに、生徒や保護者への不利益を想定した上で、遠隔地からの通学負担を軽減するための公的支援や寄宿舎の整備などの学びやすい環境整備が不可欠である。</p>	
25	<p>小規模校には、多様なニーズに応えることのできる、きめ細やかな教育や地域に根ざした学びの場としての重要な役割があるため、多様性の確保の観点から、統合すべきではない。</p>	<p>学校規模が縮小すると、生徒の多様な進路選択に対応できる科目選択の幅などが限られることとなります。</p> <p>本計画では、不登校経験のある生徒を含めて、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会やアクセスを確保できるよう、生徒が学ぶ方法、時間、場所などを柔軟に調整できるフレキシブルな学びを提供する学校の設置など、多様な生徒のニーズに対応する体制・環境を整備することとしています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
26	統合校の校地は、生徒の通学のしやすさや教育環境の充実度、伝統や地域特性を総合的に考慮して慎重に選定すべきである。	統合校の校地の検討に当たっては、学校の立地や交通機関の状況、出身中学校等の生徒の通学状況などを踏まえ、通学の負担が著しく増大することのないよう、留意しています。
27	学校跡地の有効活用に向けた方針についても示すべきである。	統合後の学校跡地については、地元自治体の意向も踏まえながら有効に活用できる方法を検討してまいります。
28	統合校の校名や制服については、両校の歴史や伝統などを踏まえて慎重に検討すべきである。	統合校の校名や制服等については、それぞれの学校がこれまで行ってきた特色ある教育活動を引き継げるよう、学校関係者や地元自治体などの意見も伺いながら、検討してまいります。
29	高等学校は、地域の持続可能な発展や産業振興と密接に関わるため、再編整備に当たっては、地域社会の活力や文化を守る観点から、これまでの専門的な学びの維持や地域が求める人材の育成ができるよう慎重に検討すべきである。	<p>本計画では、基本計画に掲げる「県立高等学校教育の目指す姿」を実現するため、再編整備を行う学校を本県の地域社会や産業の未来を支える人材を育成する拠点として、教育資源を優先的に投入し、その取組の成果を全県的に普及することで、県全体の教育水準の維持・向上を図っていくこととしています。</p> <p>統合校においては、これまで学校が実施してきた専門的な学びを継続し、地域が求める人材を育成できるよう、考慮していきます。</p>
30	統合に反対である。母校が無くなるのは残念であり悲しい。	少子化が進展する中であっても、生徒が授業等において一定の選択幅を持つことができ、集団の中で切磋琢磨しながら多様な体験・学びができる教育環境を整備するためには、県立高等学校の再編整備を行う必要があると考えています。
31	学校の歴史や伝統などを尊重し、学校のアイデンティティやこれまでの実績が損なわれないよう安易な統合は行わないようにするとともに、仮に統合する場合には、学校が培ってきた教育実践や進学指導等の継承についても十分に考慮する必要がある。	<p>本計画では、地域全体の教育水準の向上を図るために、各学校がこれまで行ってきた特色ある教育活動を引き継げるよう、どちらか一方を廃校にするのではなく、それぞれの学校の特色等を取り入れた新たな学校を設置することとしています。</p> <p>各学校が培ってきた教育実践については、統合校に継承してまいります。</p>
32	定時制・通信制課程の生徒の通学事情や働きながら学ぶ実態を考慮すると、統合により、通学負担の増加や指導体制の不安を招き、進学をあきらめる生徒が出てくる可能性があるため統合すべきではなく、どの地域からも通いやすい環境の維持が必要である。	<p>本計画では、不登校経験のある生徒を含めて、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会やアクセスを確保できるよう、生徒が学ぶ方法、時間、場所などを柔軟に調整できるフレキシブルな学びを提供する学校を設置するなど、生徒の多様なニーズに対応する体制・環境を整備することとしています。</p> <p>統合校の校地の検討に当たっては、学校の立地や交通機関の状況、出身中学校等の生徒の通学状況などを踏まえ、通学の負担が著しく増大することのないよう、留意しています。</p>
33	定時制・通信制課程の生徒には、小規模で濃密な関わりが可能な教育環境が不可欠であり、統合によってこの居心地の良さや多様なニーズに応える体制が失われ、不登校やいじめの増加などの問題も懸念されるため、統合すべきではない。	統合校の校地の検討に当たっては、学校の立地や交通機関の状況、出身中学校等の生徒の通学状況などを踏まえ、通学の負担が著しく増大することのないよう、留意しています。

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
34	統合に際しては、教育水準を維持するために学力別のコース制を導入するとともに、様々な進路に対応した支援体制を整えるべきである。	統合校においては、生徒の多様な進路選択へ対応するため、大学や地域産業界等と連携するとともに、発展的な学びを求めている生徒や学びの基礎を身に付けたい生徒など、多様な生徒のニーズに対応する体制・環境を整備することとしています。
35	地域や生徒のニーズに応じて、多様な課程・学科やコースの設置、科目の開設などを行うべきである。	
36	新設する学科の名称とそこで学べる教育内容がわかりにくい。中学生や保護者の意見を踏まえ、学びの内容が明確で地域にも理解されやすい形に再検討すべきである。	新設する学科の名称や教育内容については、これから高校への進学を目指す中学生やその保護者に対して、どのようなことが学べるのか、その学びは自分の将来にどうつながっていくのかといった点について、わかりやすく伝えることが重要であることから、学科の特徴が伝わりやすい名称や、効果的な広報の手法を検討してまいります。
37	統合対象校が所在する自治体が、学校の存続を望む場合は、具体的な代案や生徒増加のための取組を行うこととし、例えば、市町への財政負担や運営の移管も検討すべきである。	県立高等学校の市町への移管につきましては、1学年1学級規模の全日制高等学校において、再編整備の基準に該当する場合には、市町立学校としての存続も、選択肢としていただいております。 今後、再編整備の対象となる県立高等学校につきましては、自治体の判断により、移管を望まれる意向が示された場合は、関係者の意向を伺いながら、検討したいと考えています。
38	公立高等学校への志望者減少の原因となっている入試制度や日程を改善することや、多様な選抜方式の導入や複数志願制の実施の検討など、受験環境の充実を早急に進めるべきである。	高等学校入学者選抜につきましては、これまでも成果と課題について整理してきているところであります。 引き続き、実施状況と成果と課題を検証しながら、各学校の特色に応じた入学者選抜をより効果的に実施できるよう、必要な見直しを行ってまいります。
39	計画実行には、大学連携の強化、地域資源の活用、専門人材の配置の制度化などについて検討する必要があります。	本計画では、学校統合と学科改編を組み合わせ、大学や地域産業界と連携して、探究活動に取り組むことを通じ、地域社会の課題解決に貢献できる人材の育成を目指して、「新しい普通科」を設置するほか、地域産業界と連携して実社会の課題を解決する力を育む新たな学校・学科を設置し、再編整備を行う学校には、大学や地域産業界等との連携をコーディネートする教員等、教職員配置の充実を図ることとしております。 引き続き、学校と外部をつなぐ専門人材の配置の制度化について、検討してまいります。
40	今後の社会を見据え、基本的な知識や探究心、諦めない粘り強さを育成することや、生徒の主体性の尊重及び進路保障のためのキャリア教育の重点化などを行うとともに、対面での教育も重視することを検討してほしい。	本県の未来を担う子供たちが、広島県のものづくりなどの産業、県土や県民の暮らしと安全を支える職業に興味を持てるよう、地域社会と連携し、体験的・実践的な広島ならではのキャリア教育を進めていくことが必要であると考えています。 引き続き、「主体的な学び」を促す教育活動（「学びの変革」）を推進するとともに、大学や地域産業界と連携した体験的・実践的なキャリア教育の充実を図ってまいります。

番号	意見の概要	県の考え方・対応方針
41	<p>教育の目的は人格の完成であるため、「人材」という表現を用いて、何かのために役立つ人をつくるという視点で考えるべきではない。</p>	<p>教育の目的については、教育基本法に「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。</p> <p>また、教育振興基本計画には、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」が、基本的な方針として示されています。</p> <p>こうした前提のもと、本県の基本計画においても、県立高等学校教育における人材育成として、「多様な人材の育成」を掲げています。</p> <p>なお、国のグランドデザインにおいても、「我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成」を掲げているところです。</p>
42	<p>障害を持った生徒や合理的配慮が必要な生徒のみならず、特別支援学校に通う生徒も含め、希望する生徒が入学できるようなインクルーシブな教育環境の整備を進めるべきである。</p>	<p>特別な教育的支援を必要とする生徒が、それぞれの学びの場において授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けることができる教育環境の整備を行ってまいります。</p>

※ 県民意見募集でいただいた御意見の内容は、要約した上で、類似の御意見を項目ごとに集約しています。